

## 電子契約をご利用ください

江東区が発注する一定規模以上の契約について、電子契約(PDF 形式の契約書)を導入しました。収入印紙が不要になり、押印や郵送の負担も無くなります。ぜひご利用ください。

電子契約を希望する場合は、別紙の申出書(区ホームページにも掲載)を落札後の手続きの際にメールで提出してください。

### 1. 電子契約とは

契約当事者の双方がインターネット上のシステムで契約書の内容を確認し、両者が合意した後に契約書データに電子署名を行うことで契約締結を完了する仕組みです。

両者が合意した契約書データ(PDF ファイル)にシステムから電子署名がされることで、契約書データが改ざんされていないことを確認することができます。

電子契約システムの利用にあたって、利用者登録や費用負担は必要ありません。

### 2. 対象

令和7年11月1日以降に江東区経理課が発注する案件(参考:令和8年4月時点)

1. 予定価格 200 万円以上の修繕の請負
2. 予定価格 100 万円以上の製造の請負
3. 予定価格 80 万円以上の物品の買入れ
4. 予定価格 80 万円以上の物件の借入れ
5. 予定価格 50 万円以上の財産の売払い
6. 予定価格 30 万円以上の物件の貸付け
7. 予定価格 80 万円以上の上記以外のもの(委託等)

### 3. 電子契約の流れ

- ① (事業者) 落札後(契約時)に、「電子契約利用申出書」をメールで提出
- ② (江東区) 契約書案を作成し、電子契約システムから事業者が申し出たメールアドレスに確認依頼を送付
- ③ (事業者) 届いたメールに記載されている URL から契約書の内容を確認し、問題がなければシステム上で同意
- ④ (江東区) 事業者の同意後に最終確認を行い、問題がなければ契約確定の処理
- ⑤ (事業者) 契約確定のお知らせメールをシステムから受け取り、電子署名がされた契約書 PDF ファイルをシステムからダウンロードして保管

### 4. 注意事項

- 従来と同じ、紙契約書による契約をすることも可能です
- 申出書は毎回、案件ごとにご提出ください

### 5. 利用サービス名

電子契約サービス「クラウドサイン」(弁護士ドットコム株式会社)

【お問い合わせ】 江東区総務部経理課契約係 03-3647-9037

【区 HP】 <https://www.city.koto.lg.jp/053101/denshikeiyaku-item.html>